

第106期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2018年6月26日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

グランフロント大阪 ナレッジキャピタル
コングレコンベンションセンター(北館 地下2階)

会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会
会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのない
ようにご注意ください。

第106期定時株主総会招集ご通知	5
議決権行使等のご案内	7
株主総会参考書類	9
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 取締役に対する金銭報酬枠改定 および社外取締役を除く取締役 に対する株式報酬制度改定の件	
[添付書類]	
事業報告	28
連結計算書類	59
計算書類	62
監査報告書	65

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2018年6月25日(月曜日)午後5時30分まで

基本理念

天機に参与する

肝心な事は何かを深く考え、どうするか明確に決め、迅速に実行する。

「目」をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、
これによって参天ならではの知識と組織的能力を培い、
患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として、
社会への寄与を行う。

「天機に参与する」は、中国の古典、四書五経のひとつである「中庸」の一節「天地の化育を賛く可ければ、則ち以って天地と参となる可し」を参天が独自に解釈したもので、社名「参天」の由来でもあります。自然の神秘を解明して人々の健康の増進に貢献するということを意味しています。

参天製薬は、眼科領域に特化したスペシャリティ・カンパニーとして、人々の「ひとみ」と「からだ」の健康維持・増進に寄与しています。私たちが行う事業活動、社会活動のすべては、社名の由来でもある「天機に参与する」という基本理念に基づいています。従業員一人ひとりが参天製薬の一員としての自覚を持ち、理念を理解し、自ら考え、実行することで、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心に、広く社会への貢献を果たすことを使命と考えています。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第106期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

参天製薬グループは、「目」をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、患者さんと患者さんを愛する人々を中心として、社会に貢献することを基本理念とし、人々の目とからだの健康維持・増進を願い、事業活動を行ってきました。眼科領域に特化したスペシャリティ・カンパニーとして、世界の患者さんと医療関係者の皆さまへ価値ある製品やサービスを提供し、眼科医療の希望ある未来の実現に貢献したいと願っております。

当社は、「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」の実現に向け、研究開発や事業開発などへの成長投資を実施すると共に、当社が強みを発揮できる日本をはじめ、高い市場成長が見込まれるアジア、EMEAでの積極的な事業展開など、世界の患者さんのQOV（Quality of Vision：クオリティ・オブ・ビジョン）向上を目指し、眼科領域に特化したグローバルな事業活動を着実に進めております。

世界の眼科領域においては、医療が十分に発展していない国と地域が多数あることに加え、緑内障・網膜疾患などを中心に治療が未充足な領域も存在します。それ故に、スペシャリティ・カンパニーである当社が果たすべき責任は大きいと感じております。これからも患者さんとそのご家族、株主さまを含めた全てのステークホルダーの皆さまの期待にお応えし、信頼していただけるよう、たゆまぬ努力を続けてまいります。

引き続き、株主の皆さまのより一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2018年6月

代表取締役会長兼CEO

黒川 明

代表取締役社長兼COO

谷内 樹生



2020年までの長期的な経営ビジョン

「世界で存在感のある スペシャリティ・カンパニー」の実現

真の顧客ニーズを深く考え、競合企業に対する明確な強みをもって、
グローバルな競争力・存在感を持つ会社

長期的な経営ビジョン達成に向けた5つの道筋

1. 真の顧客ニーズに対応する製品を迅速に創出
2. 国内事業の新たな事業展開への変革
3. アジアへの積極展開とEMEA[※]・米国への参入
4. グローバルな製品供給・信頼性保証体制の確立
5. 創造と革新を担う人材と組織力強化

※ EMEA…ヨーロッパ、中東およびアフリカ

2014-2017年度 中期経営計画 基本方針

製品創製

持続的成長を可能とする
ための製品創製への変革、
生産性向上の実現

事業展開

強みを持つ日本に加えて、
アジア・欧州での事業成長
および新規市場参入による
プレゼンスの向上

組織・人材

持続的な成長を実現するための
人材育成と組織構築

2019年3月期 業績予想

売上収益	2,370億円
コア営業利益	480億円
コア当期利益	353億円
ROE	10.3%
研究開発費	250億円
配当性向	34.6%

株主各位

証券コード：4536

2018年6月4日

大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号
〔本社事務所〕
〔大阪市北区大深町4番20号〕
参天製薬株式会社
代表取締役会長兼CEO 黒川 明

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ**2018年6月25日（月曜日）午後5時30分までに**到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）より**同日午後5時30分までに**議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2018年6月26日（火曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
- 2 場 所** 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪ナレッジキャピタル コンブレコンベンションセンター（北館 地下2階）
- 会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。
- 3 目的事項**
- 報告事項**
- 第106期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 - 会計監査人および監査役会の第106期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 第2号議案 取締役7名選任の件
 第3号議案 監査役1名選任の件
 第4号議案 取締役に対する金銭報酬枠改定および社外取締役を除く取締役に対する株式報酬制度改定の件
- 4 招集にあたっての決定事項** 7～8頁 議決権行使等のご案内をご参照ください。 以 上

インターネットによる開示について

下記の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.santen.co.jp/ja/ir/document/meeting.jsp>）に掲載しておりますので、添付書類には記載していません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表および個別注記表になります。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.santen.co.jp/ja/ir/document/meeting.jsp>）に掲載させていただきます。

議決権行使等のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類(9～24頁)をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、
2018年6月25日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使

議決権行使サイトにアクセスして、2018年6月25日(月曜日)
午後5時30分までにご行使ください。(行使のお手続きは次頁をご参照ください。)

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

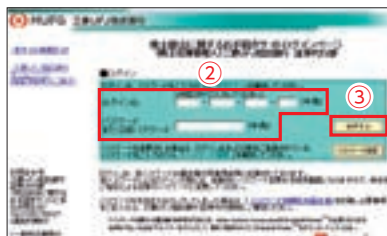
インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。(毎日午前2時から午前5時までは取扱い休止となります。また、株主さまのインターネット環境によっては、ご利用できない場合もございます。) 当日ご出席の場合は、書面(議決権行使書)の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使ウェブサイトのご利用方法



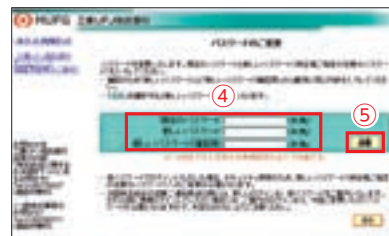
議決権行使ウェブサイトへ
アクセスする
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

① 「次の画面へ」をクリック



ログインする

- ② お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
③ 「ログイン」をクリック



パスワードを登録する

- ④ 現在のパスワードを「現在のパスワード」入力欄へ、新しいパスワードを「新しいパスワード」入力欄と「新しいパスワード(確認用)」入力欄にそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。
⑤ 「送信」をクリック
- ▶ 確認画面が出たら「確認」をクリック
 - ▶ 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 書面(議決権行使書)の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用(インターネット接続料金・通信料金等)は株主さまのご負担となります。
- インターネットによる議決権の行使は、2018年6月25日(月曜日)午後5時30分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合わせください。
- パスワードの取扱い
 - 1.株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
 - 2.パスワードは議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取扱いいただきますよう、お願い申し上げます。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関する
お問合せ先(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027 (通話料無料) ・ 受付時間 午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、および将来の成長に必要な研究開発投資や戦略的な事業提携のための資金確保等を考慮しつつ、安定的かつ持続的な配当を実施してまいります。また、自己株式の取得・消却につきましても機動的に検討してまいります。

なお、当社としましては、配当による株主還元と将来の成長に必要な資金確保等を考慮し、2014-2017年度中期経営計画では配当性向40%を目途としております。

当期の期末配当

当期の期末配当は、1株につき13円といたしたく存じます。

なお、中間配当金（1株につき13円）を含めました年間配当金は、1株につき26円となります。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金13円 総額 5,288,921,352円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2018年6月27日

第2号議案 取締役7名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、取締役候補者の選任につきましては、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 くろかわ あきら

1 黒川 明

再任

生年月日 1952年9月5日

所有する当社株式の数 150,000株



略歴、地位、担当

1977年 4月	当社入社	2004年 7月	常務執行役員
1997年 4月	医薬事業部長室長	2006年 6月	代表取締役社長兼COO
1997年 6月	取締役	2008年 6月	Santen Holdings U.S. Inc. 取締役社長
1998年 6月	医薬事業部副事業部長		
2001年 5月	医薬事業部長	2008年 6月	代表取締役社長兼CEO
2001年 6月	執行役員	2018年 4月	代表取締役会長兼CEO (現任)

取締役候補者の選任理由

黒川明氏につきましては、2008年6月より代表取締役社長兼CEO、2018年4月より代表取締役会長兼CEOとして、経営全般の指揮を執り、持続的な企業価値向上を実現してまいりました。また、取締役会では、会長兼CEOとして決議事項・報告事項について説明責任を果たすとともに、代表取締役として取締役会議長を務め、取締役会を適切に運営し、各取締役の理解を得て意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 たにうち しげお

2 谷内 樹生

再任

生年月日 1973年12月10日

所有する当社株式の数 1,700株

略歴、地位、担当

1996年 4月	当社入社	2015年 4月	執行役員 欧州（現EMEA）事業統括 兼 Santen Holdings EU B.V.社長
2007年10月	アジア事業部中国事業統括室副室長		
2008年11月	参天製薬（中国）有限公司営業本部営業総監	2016年 4月	常務執行役員欧州（現EMEA）事業統括 兼 Santen Holdings EU B.V.社長
2011年 4月	アジア事業部事業企画・管理室長	2017年 6月	取締役
2012年 4月	企画本部経営企画室長	2018年 4月	代表取締役社長兼COO（現任）
2014年 1月	企画本部副本部長		

取締役候補者の選任理由

谷内樹生氏につきましては、当社の経営理念とその背景にある精神を理解するとともに、中国事業、経営企画、欧州事業等を経て、2015年から執行役員欧州（現EMEA）事業統括、2016年から常務執行役員欧州（現EMEA）事業統括を務め、2018年4月から代表取締役社長兼COOとして企業価値向上に貢献しております。また、取締役会では、議案全般において積極的に発言し、議論の質の向上に貢献するとともに、取締役会の意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 **いとう たけし****3** **伊藤 毅****再任****生年月日** 1959年7月16日**所有する当社株式の数** 2,000株**略歴、地位、担当**

1982年 4月	当社入社	2012年 4月	執行役員 医薬事業部医薬営業統括部長
1999年 7月	事業開発本部事業開発室長		
2001年 5月	研究開発戦略統括部企画室長	2014年 4月	常務執行役員 医薬事業部長
2002年12月	研究開発本部研究開発統括部長	2016年 4月	専務執行役員 日本事業担当兼 医薬事業部長（現任）
2007年 4月	サージカル事業部長	2017年 6月	取締役（現任）

**取締役候補者の選任理由**

伊藤毅氏につきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解するとともに、研究開発、サージカル事業、医薬事業等を経て、2012年から執行役員、2014年から常務執行役員医薬事業部長、2016年から専務執行役員日本事業担当兼医薬事業部長を務め企業価値向上に貢献しております。また、取締役会では、議案全般において積極的に発言し、議論の質の向上に貢献するとともに、取締役会の意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 つじむら あきひろ

4 辻村 明広

再任

生年月日 1967年12月26日

所有する当社株式の数 2,000株

略歴、地位、担当

2004年 8月	当社入社	2017年 4月	専務執行役員 アジア事業・北米事業担当 兼 アジア事業部長 兼 Santen Inc.社長兼CEO (現任)
2007年10月	事業開発部長		
2010年 4月	Santen Inc. COO		
2011年 4月	執行役員 Santen Inc. COO		
2012年 4月	執行役員 Santen Inc.社長兼CEO	2017年 6月	取締役 (現任)
2013年 4月	執行役員 アジア事業部長		
2015年 7月	常務執行役員 アジア事業部長		
2016年 4月	専務執行役員 企画本部長 兼 アジア事業・北米事業担当 兼 Santen Inc.社長兼CEO		



重要な兼職の状況 Santen Holdings U.S. Inc.取締役社長 Santen Inc.取締役社長兼CEO
 参天製薬 (中国) 有限公司董事 Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.取締役

取締役候補者の選任理由

辻村明広氏につきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解するとともに、事業開発、アジア・米国の海外事業等を経て、2011年から執行役員、2016年から専務執行役員企画本部長兼アジア事業・北米事業担当、2017年から専務執行役員アジア事業・北米事業担当兼アジア事業部長を務め企業価値向上に貢献しております。また、取締役会では、議案全般において積極的に発言し、議論の質の向上に貢献するとともに、取締役会の意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 おお いし か の こ

5 大石 佳能子

再任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1961年3月24日

在任年数 3年(本株主総会終結時)

所有する当社株式の数 0株

取締役会への出席状況 10/11回(91%)



略歴、地位、担当

1993年 1月	マッキンゼー・アンド・カンパニー パートナー	2010年 6月	アステラス製薬株式会社 社外取締役
2000年 6月	株式会社メディヴァ設立 同社 代表取締役 (現任)	2015年 6月	当社 社外取締役 (現任)
2000年 7月	株式会社西南メディヴァ (現 株式会社シーズ・ワン) 設立 同社 代表取締役 (現任)	2015年 6月	江崎グリコ株式会社 社外取締役 (現任)
2004年 8月	医療法人社団プラタナス設立 同総事務長 (現任)	2015年 6月	スルガ銀行株式会社 社外取締役 (現任)
			※2018年6月28日退任予定
		2016年 3月	株式会社資生堂社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況 株式会社メディヴァ代表取締役 株式会社シーズ・ワン代表取締役 江崎グリコ株式会社社外取締役
スルガ銀行株式会社社外取締役 株式会社資生堂社外取締役

社外取締役候補者の選任理由 大石佳能子氏につきましては、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。

その他特記事項 当社は、大石佳能子氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

株主総会参考書類

候補者番号 しんたく ゆうたろう

6

新宅 祐太郎

再任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1955年9月19日

所有する当社株式の数 0株

在任年数 1年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 9/9回(100%)

略歴、地位、担当

2005年 6月	テルモ株式会社 執行役員	2010年 6月	同社 代表取締役社長CEO
2006年 6月	同社 取締役 執行役員 心臓血管グループ長	2017年 4月	同社 取締役顧問
2007年 6月	同社 取締役 上席執行役員 研究開発センター管掌 兼 知的財産統轄部管掌 兼 法務室管掌	2017年 6月	同社 顧問(現任)
2009年 6月	同社 取締役 常務執行役員 経営企画室長 兼 国際統轄部統轄 兼 人事部管掌 兼 経理部管掌	2017年 6月	株式会社J-オイルミルズ 社外取締役(現任)
		2017年 6月	当社 社外取締役(現任)
		2018年 3月	株式会社クボタ社外取締役(現任)
		2018年 4月	一橋大学大学院経営管理研究科客員教授(現任)

重要な兼職の状況 株式会社J-オイルミルズ社外取締役 株式会社クボタ社外取締役
一橋大学大学院経営管理研究科客員教授

社外取締役候補者の選任理由 新宅祐太郎氏につきましては、大手医療機器・医薬品製造販売会社の経営者を務めるなど、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。

その他特記事項 当社は、新宅祐太郎氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。



候補者番号 みなかわ くにひと

7 皆川 邦仁

新任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1954年8月15日

所有する当社株式の数 0株



略歴、地位、担当

1997年10月	Ricoh Americas Corporation シニア・バイス・プレジデント 兼CFO	2012年 4月	株式会社リコー 常務執行役員 経理本部長
2010年 4月	株式会社リコー 執行役員 経理本部長	2013年 6月	同社 常勤監査役
2010年 6月	リコーリース株式会社 社外監査役	2017年 6月	ソニー株式会社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況 ソニー株式会社社外取締役

社外取締役候補者の
選任理由

皆川邦仁氏につきましては、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験、ならびに、財務および監査に関する幅広い見識および実務経験を有しており、当社取締役会の議論の質の向上にも貢献することができるかと期待されることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。

その他特記事項

当社は、本議案において皆川邦仁氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員となることを東京証券取引所に届け出ております。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第27条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である大石佳能子および新宅祐太郎の両氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、本議案において再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続することを予定しております。

また、社外取締役候補者である皆川邦仁氏につきましても、本議案において同氏の選任が承認された場合には、同氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結することを予定しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役1名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、監査役松沢幸一氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、監査役候補者の選任につきましては、監査役会の同意のもと、取締役会にて決定しております。監査役候補者は次のとおりであります。

みやさか やすゆき
宮坂 泰行

新任

社外監査役
候補者

独立役員

生年月日 1952年4月1日

所有する当社株式の数 0株

略歴、地位

1975年11月	等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	2010年10月	有限責任監査法人トーマツ リスク管理・審査室（IFRS）長
1980年3月	公認会計士登録	2017年6月	同法人退所
1990年6月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）パートナー	2017年7月	宮坂泰行公認会計士事務所 設立 同所長（現任）
1993年8月	Deloitte & Touche シンガポール事務所駐在		



重要な兼職の状況 伊藤忠食品株式会社社外取締役（2018年6月21日就任予定）

社外監査役候補者の選任理由 宮坂泰行氏につきましては、公認会計士として長年に渡り国内外で監査に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、適切な監査意見を述べる事が期待できることから、社外監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

その他特記事項 当社は、本議案において宮坂泰行氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員となることを東京証券取引所に届け出ております。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は、社外監査役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第35条において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、本議案において社外監査役候補者である宮坂泰行氏の選任が承認された場合には、同氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結することを予定しております。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第 4 号議案

取締役に対する金銭報酬枠改定および社外取締役を除く取締役に対する株式報酬制度改定の件

I. 提案の理由

当社の取締役の報酬制度は、固定の基本報酬、年次賞与からなる金銭報酬、および社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）のみを対象とした株式報酬型ストック・オプションで構成されております。報酬等の額につきましては、金銭報酬枠については2010年6月23日開催の第98期定時株主総会において、年額430百万円以内（うち、社外取締役分40百万円以内）、また、2013年6月25日開催の第101期定時株主総会において、上記報酬額とは別枠で、対象取締役に対し、年額160百万円以内で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をいただき、現在に至っております。

今般、その後の経営環境および経済情勢等の変化を勘案し、わが国における近時のコーポレート・ガバナンスの考え方も取り入れつつ、当社の取締役が、当社のビジョンや戦略の実現に向け意欲高く取り組み、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資する実効的な報酬制度とする目的から、取締役の報酬上限額および株式報酬体系を改定いたしたく存じます。

今般の改定については、社外取締役が構成員の過半数を占める幹部報酬委員会の審議を経たうえで、その答申を踏まえ当社の取締役会において決定しております。なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

II. 取締役に対する金銭報酬枠の改定について

今般、取締役の金銭報酬枠につきまして、当社の属する業界の市場報酬水準を客観的に把握し、取締役員数の状況も含め総合的に勘案した結果、現行の年額430百万円以内（うち、社外取締役分40百万円以内）から、対象取締役については年額600百万円以内（うち、固定の基本報酬として400百万円以内、年次賞与として200百万円以内）に、また、社外取締役についてはその役割や責務の増大に鑑み、固定の基本報酬のみの金銭報酬枠として、対象取締役の報酬枠とは別枠で年額60百万円以内に改定いたしたく存じます。

Ⅲ. 対象取締役に対する株式報酬制度の改定について

今般、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資するべく、株式報酬制度が発信するメッセージをより明確にして制度の機能や実効性を強化する観点から、対象取締役が当社のビジョンや戦略の実現に向け意欲高く取り組むことを促し、さらに株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションに代え、上記Ⅱの報酬枠とは別枠で、下記【本制度の概要】のパフォーマンス・シェア・ユニット制度（業績連動型株式報酬制度）および譲渡制限付株式報酬制度の2つの類型により構成される新たな株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入いたしたく存じます。

各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、社外取締役が構成員の過半数を占める幹部報酬委員会の審議を経て、当社の取締役会において決定することといたします。なお、本議案をご承認いただけましたら、従来の株式報酬型ストック・オプションは廃止することとし、今後、対象取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の付与は行わない予定です。

【本制度の概要】

1. パフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下「本制度1」といいます。）

(1) 本制度1の概要

本制度1は、対象取締役に対し、当社の中期経営計画の連続する複数（3年から5年までの間で当社が定めるものとします。）の事業年度からなる業績評価期間（以下「業績評価期間」といいます。）中の当社業績等の数値目標を当社取締役会においてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）交付のための金銭報酬債権および当社株式の交付に伴い生じる納税資金確保のための金銭（以下「納税目的金銭」といいます。）を、業績評価期間分の報酬等として交付する業績連動型の株式報酬制度です。したがって、対象取締役への当社株式交付のための金銭報酬債権および納税目的金銭の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。なお、本制度1は、上記数値目標の達成率等に応じて当社株式交付のための金銭報酬債権および納税目的金銭を支給するものであることから、本制度1の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを支給するか否か、ならびに交付する当社株式の株式数（以下「交付株式数」といいます。）および当社株式交付のための金銭報酬債権および納税目的金銭の額はいずれも確定していません。

当初の業績評価期間は、当社の中期経営計画の期間である2019年3月31日に終了する事業年度から

2021年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度とします。当初の業績評価期間終了後も本株主総会承認を受けた範囲内で本制度1の継続を当社取締役会において承認する場合があります。

業績評価期間中に支給する金銭報酬債権の総額を1年あたり100百万円に各業績評価期間の年数を乗じた金額以内、交付株式数の上限を1年あたり100千株に各業績評価期間の年数を乗じた株式数以内、同業績評価期間中に支給する納税目的金銭の総額を1年あたり100千株に各業績評価期間の年数を乗じ、さらに後記の交付時株価を乗じた額以内として設定しております。当初の業績評価期間である3事業年度分の交付株式数の上限300千株は、2018年3月末日現在の発行済株式総数406,847,515株の約0.07%に相当します。

ただし、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合には、当該併合または分割の比率に応じて、上記総額の計算の基礎となる株数および対象取締役に割り当てる当社株式の総数を調整するものとします。

(2) 本制度1の仕組み

本制度1の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- ① 当社は、本制度1において使用する各数値目標（当初の業績評価期間においては、中期経営計画上の戦略指標である売上高成長率等の目標値を予定しています。）や業績連動係数等、交付株式数の具体的な算出にあたって必要となる指標等を当社取締役会において決定します。
- ② 当社は、業績評価期間満了後、当該業績評価期間における各数値目標の達成率等に応じ、各対象取締役に割り当てる当社株式の数を決定します。
- ③ 当社は、上記②で決定された各対象取締役に割り当てる当社株式の数に応じて、各対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に関する報酬等として上記の業績評価期間中に支給する総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当該数の当社株式の割当てを受けます。なお、当社株式の払込金額は、上記割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。
- ④ 上記③の当社株式の割当てに伴って、各対象取締役に納税費用が発生するため、当社は、各対象取締役に対し、納税資金確保のため、上記金銭報酬債権に加えて、上記③の当社株式の割当ての際

に各対象取締役が負担することとなる納税費用を考慮した額の金銭を支給します。

- ⑤ 各対象取締役に対する株式交付の要件その他詳細は当社取締役会で定めるところによるものとします。

(3) 対象取締役に交付する当社株式の数および支給する金銭の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社株式の数を算定し（ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。）、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭の額を算定します。また、業績評価期間中の退任または新任等の場合には当社取締役会が定めるところにより、当該対象取締役またはその相続人等に交付する当社株式の数または金銭の額を合理的に調整する場合があります。なお、①に定める数の当社株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる当社株式の総数を超える場合には、当該総数を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる株式数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させます。

① 各対象取締役に交付する当社株式の数

基準株式ユニット数（※1）×支給割合（※2）×50%

② 各対象取締役に支給する金銭の額

（基準株式ユニット数（※1）×支給割合（※2）－上記①で算定した当社株式の数）×交付時株価（※3）

※1 各対象取締役の幹部等級を考慮して、当社取締役会において決定します。

※2 業績評価期間の各数値目標の達成率に応じて、当社取締役会において定める方法により0%から200%の範囲で算定されません。

※3 業績評価期間終了後における、本制度1に基づく当社株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直前取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とします。

※ 業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約等、当社取締役会が定める組織再編等（以下「重要組織再編等」といいます。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該重要組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該重要組織再編等の効力発生日がパフォーマンス・シェア・ユニットに基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、当該組織再編等の効力発生日において、対象取締役に対して、取締役会において定める合理的な方法に基づき調整した金銭を支給します。

2. 譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度2」といいます。）

(1) 本制度2の概要

本制度2は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として、毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社株式の割当てを受ける制度です。譲渡制限付株式報酬制度による当社株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

なお、当社が1事業年度に支給する金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内とし、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当該事業年度において当社より割当てを受ける当社株式の数は100千株を上限とします（1事業年度分として、2018年3月末日現在の発行済株式総数406,847,515株の約0.02%に相当します。）。また、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社株式の総数を合理的に調整することができます。

(2) 本割当契約の概要

本割当契約の概要は以下のとおりとします。

① 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める譲渡制限期間の間は、本割当契約により割当てを受けた当社株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

② 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれをも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期

満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前にこれらの地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、重要組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該重要組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該重要組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該重要組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他の取締役会で定める事項

その他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、対象取締役が上記の譲渡制限付株式の割当てを受ける時点で非居住者である場合、居住国における法令順守の必要性や税制上の不利益を回避する目的で、譲渡制限付株式報酬制度に代えて、譲渡制限付株式と同じ条件および経済価値のリストリクテッド・ストック・ユニット制度（一定期間経過後において当社株式等を交付する制度）を適用することがあります。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決されることを前提に、当社の取締役を兼務しない国内外の執行役員に対しても、パフォーマンス・シェア・ユニット制度、および譲渡制限付株式報酬制度もしくはリストリクテッド・ストック・ユニット制度を導入する予定です。この場合、当社の対象取締役、および当社の取締役を兼務しない国内外の執行役員を合わせて、当初の業績評価期間である2019年3月31日に終了する事業年度から2021年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度の期間における上記全ての株式報酬制度の総数は1,491千株を上限とします（当初の業績評価期間である3事業年度分の割当て総数の上限として、2018年3月末日現在の発行済株式総数406,847,515株の約0.37%に相当します。）。

以上

1. 取締役および監査役候補者の選任にあたっての方針および手続

① 取締役候補者の選任

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において取締役候補者の選任について審議し、その結果の提言を受けた取締役会が取締役候補者を決定しております。指名委員会の審議におきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解したうえで、社内取締役については、卓越した専門性を有すること、経営の視点に立って意思決定に参画し、執行を監督できることなどを選任の指針としており、社外取締役については、企業経営の経験を有するか、あるいは企業経営に関する専門的な見識を有することによって、取締役会の議論の質の向上に貢献することができること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを選任の指針としております。

② 監査役候補者の選任

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において監査役候補者の推薦について協議し、監査役候補者として推薦された者について、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が監査役候補者として決定しております。監査役会が同意するにあたりましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解したうえで、社内監査役については、倫理観・公正観を有していること、いずれかの領域で高い職務遂行経験を有することなどを判断の指針としており、社外監査役については、学術、法曹または経営の経験があり、それぞれの分野で豊富な経験と知識ならびに高い専門性を有していること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを判断の指針としております。

2. 社外取締役および社外監査役の独立性基準

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化ならびに経営の透明性および客観性の向上の観点から、社外取締役および社外監査役（以下、あわせて「社外役員」という）と当社および当社の関係会社（以下、あわせて「参天製薬グループ」という）との間に利害関係がなく、「独立性」を有すると判断するための基準について、以下のとおり、定めております。

- ① 過去、参天製薬グループの取締役、監査役または従業員でないこと。
- ② 過去3年以内に、個人または法人を問わず、参天製薬グループの業務に直接関与し、年間1千万円以上の金銭その他の財産を得たことがあるコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと。
- ③ 過去3年以内に参天製薬グループに対する売上高が、当該会社の年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等（執行役員など取締役に準ずる者を含む、以下同じ。）であったことがないこと。また、過去3年以内に当該会社に対する売上高が、参天製薬グループの年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等であったことがないこと。
- ④ 参天製薬グループが発行済株式総数の10%以上を保有する会社、または当社の発行済株式総数の10%以上を保有する会社の取締役等でないこと。
- ⑤ 参天製薬グループのメインバンク、主幹事証券会社または主要取引生命保険もしくは損害保険会社の取締役等に就任したことがないこと。
- ⑥ 参天製薬グループの役員、または上記①～⑤のいずれかに該当する者の配偶者もしくは3親等以内の親族でないこと。
- ⑦ その他、社外役員としての職務を執行するうえで重大な利益相反を生じさせるような事項または社外役員としての判断に影響を及ぼすおそれのあるような関係がないこと。

1 日本基準とIFRSの主な差異

日本基準とIFRSには以下のような差異があります。

表示科目

<日本基準>	<IFRS>
売上高	売上収益
営業利益	営業利益
金融関連以外の 営業外損益	
特別損益	
当期純利益	当期利益
親会社株主に 帰属する当期純利益	親会社の所有者に 帰属する当期利益

詳細項目

■ 製品・技術の導入に伴う支払

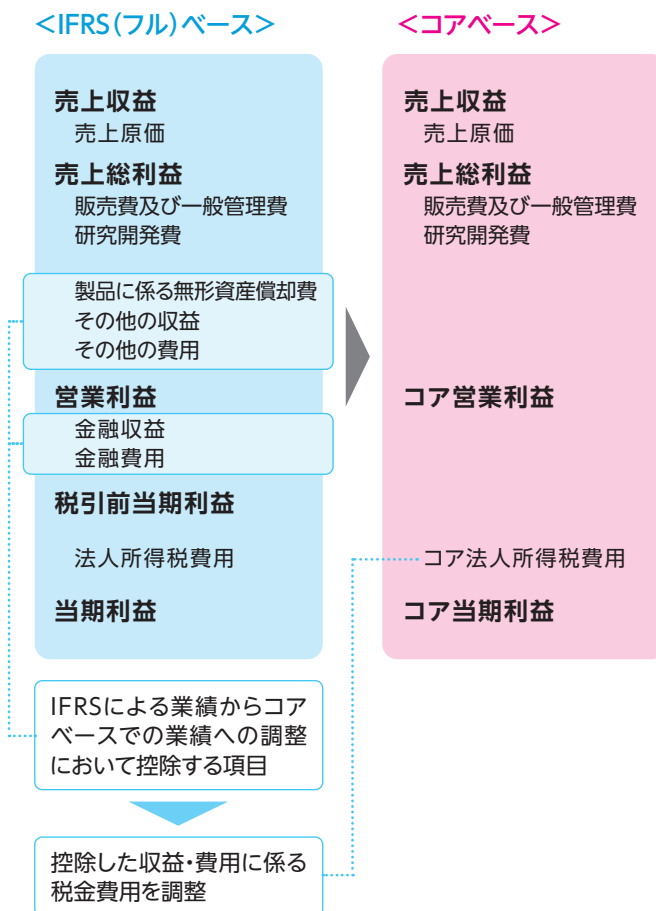
<日本基準>	<IFRS>
<p>当局承認以前の支払 → 全額費用化</p> <p>当局承認以降の支払 → 資産計上</p> <p>発売開始、使用開始時点 から、主に特許期間・契約 期間にわたって償却</p>	<p>当局承認以前の支払 当局承認以降の支払 → 資産計上</p> <p>■ 発売開始、使用開始時点から、主に特許期間・契約期間にわたって償却</p> <p>■ 回収不能と判断された時点で減損</p>

■ のれん

<日本基準>	<IFRS>
一定期間で償却	償却せず

2 「コアベース」の定義

参天製薬グループでは、IFRS導入を機に、IFRSによる業績から一部の収益・費用を控除したコアベースでの財務情報を経常的な業績を示す指標として開示します。



1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

①業績の状況

当期の国内医療用眼科薬市場は、網膜疾患治療剤および抗アレルギー剤を中心に堅調に推移しました。海外医療用眼科薬市場も、EMEA（ヨーロッパ、中東およびアフリカ）・アジアで堅調に推移しています。また、国内一般用眼科薬市場は、前期と比べ拡大しています。このような市場環境の下、当期の業績は、次のとおりとなりました。

(ア) コアベース^{※1}

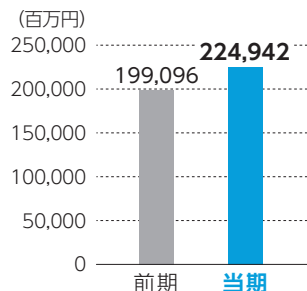
(単位：百万円)

	前期	当期	対前期増減率
売上収益	199,096	224,942	13.0%
コア営業利益	39,687	45,378	14.3%
コア当期利益	29,125	33,458	14.9%
親会社の所有者に帰属する コア当期利益	29,131	33,445	14.8%

売上収益

2,249億円

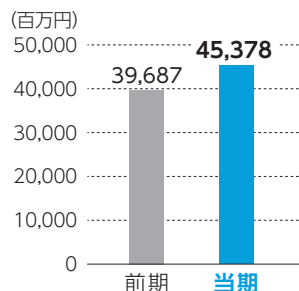
前期比13.0%増 



コア営業利益

454億円

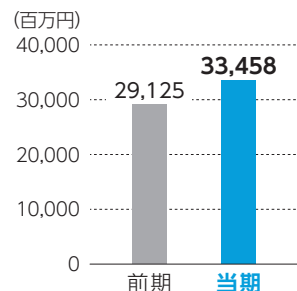
前期比14.3%増 



コア当期利益

335億円

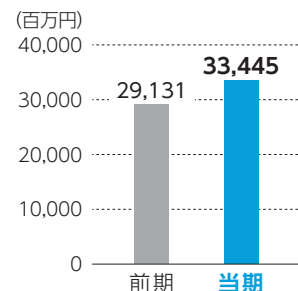
前期比14.9%増 



親会社の所有者に帰属するコア当期利益

334億円

前期比14.8%増 



〔売上収益〕

前期と比べ13.0%増加し、2,249億円となりました。

主力の国内医療用医薬品事業において継続的に伸長するとともに、海外事業においてもEMEA（ヨーロッパ、中東およびアフリカ）・アジアで当社製品は順調に市場浸透し、高い成長率を維持しています。事業別の状況は次のとおりです。

(単位：百万円)

	国内		海外		合計	
	金額	対前期増減率	金額	対前期増減率	金額	対前期増減率
医療用医薬品	141,067	8.5%	65,900	23.3%	206,967	12.8%
一般用医薬品	14,301	15.1%	293	121.8%	14,594	16.3%
医療機器	2,527	0.5%	56	153.6%	2,583	1.8%
その他	758	87.4%	40	△69.8%	798	48.6%
合計	158,653	9.1%	66,289	23.4%	224,942	13.0%

(注) 外部顧客に対する売上収益を表しています。

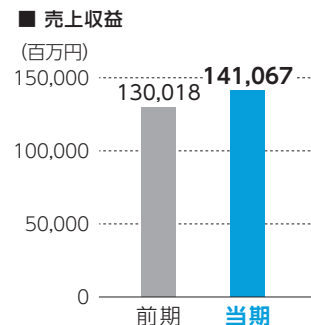
医療用医薬品

国内

売上収益 **1,411** 億円 (前期比 8.5% 増 )

前期と比べ8.5%増加し、1,411億円となりました。各疾患領域の主力製品の売上推移は次のとおりです。

- ・ 緑内障・高眼圧症治療剤領域
 - 「タプロス点眼液」 96億円 (対前期増減率 + 0.2%)
 - 「タプコム配合点眼液」 25億円 (対前期増減率 + 9.9%)
 - 「コソプト配合点眼液」 114億円 (対前期増減率 + 0.3%)
- ・ 角結膜疾患治療剤領域
 - 「ヒアレイン点眼液」 108億円 (対前期増減率 △ 9.1%)
 - 「ジクアス点眼液」 128億円 (対前期増減率 + 16.4%)
- ・ 抗アレルギー点眼剤領域
 - 「アレジオン点眼液」 169億円 (対前期増減率 + 37.7%)
- ・ 網膜疾患治療剤領域
 - 「アイリーア硝子体内注射液^{*2}」 515億円 (対前期増減率 + 14.1%)



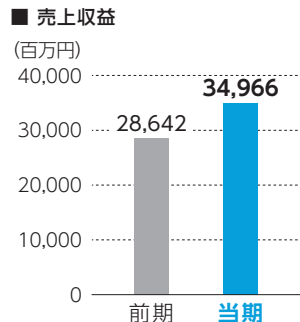
海外

■ EMEA

売上収益 **350**億円 (前期比 22.1% 増 )

円換算ベースで前期と比べ22.1%増加し、350億円となりました。

医薬情報提供などの普及促進活動に注力し、緑内障・高眼圧症治療剤「タフロタン」、「サフルタン」、「タプティコム」、「コソプト」、「トルソプト」、角結膜疾患治療剤「アイケルビス」が市場に浸透しています。

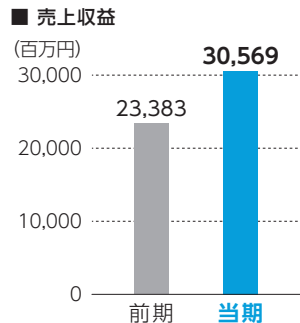


■ アジア

売上収益 **306**億円 (前期比 30.7% 増 )

円換算ベースで前期と比べ30.7%増加し、306億円となりました。

「ヒアレイン」、「クラビット」等主力品の普及促進活動の展開により、中国や韓国で着実に成長するとともに、ベトナムやタイなどのアセアン諸国においても高い成長率を維持しています。

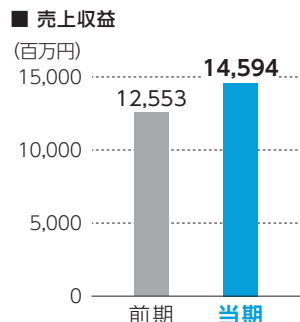


■ 一般用医薬品

売上収益 **146**億円 (前期比 16.3% 増 )

前期と比べ16.3%増加し、146億円となりました。

インバウンド需要の取り込みに加え、「サンテボーティエシリーズ」、新「サンテメディカルシリーズ」、「ソフトサンティアシリーズ」などの高価格帯品が好調を維持しています。また、「サンテFXシリーズ」では、人気アニメとのコラボレーション企画が奏功しています。

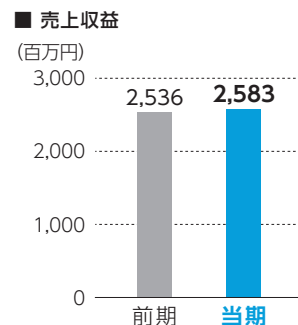


医療機器

売上収益 **26**億円 (前期比 1.8% 増 )

前期と比べ1.8%増加し、26億円となりました。

高屈折率の亚克力素材を光学部に用いたフォールダブル眼内レンズ「エタニティ」シリーズの普及促進活動に引き続き注力しています。



その他

その他の売上収益は8億円となりました。サプリメント製品の販売、株式会社クレール（連結子会社）での無塵・無菌服のクリーニング業によるものです。

〔コア営業利益〕

売上総利益は、前期と比べ144億円増加し、1,386億円となりました。売上原価率は、前期と比べ0.7ポイント増加し、38.4%となりました。

販売費及び一般管理費は、海外事業の拡大に伴い、前期と比べ71億円増加し、688億円となりました。研究開発費は、前期と比べ16億円増加し、244億円となりました。

以上により、コアベースでの営業利益は、前期と比べ14.3%増加し、454億円となりました。

- ※1 参天製薬グループではIFRS適用を機に、IFRSによる業績（「IFRS（フル）ベース」）から一部の収益および費用を控除した「コアベース」での財務情報を経常的な業績を示す指標として開示しています。IFRS（フル）ベースによる業績からコアベースでの業績への調整において控除する以下の収益および費用とそれらに係る法人所得税費用を調整し、コアベースを算出しています。
- ・製品に係る無形資産償却費
 - ・その他の収益
 - ・その他の費用
 - ・金融収益
 - ・金融費用
 - ・販売費及び一般管理費のうち企業買収に係る一過性費用
- ※2 製造販売元であるバイエル薬品株式会社とのコ・プロモーション製品です。

(イ) IFRS (フル) ベース

(単位：百万円)

	前 期	当 期	対前期増減率
売 上 収 益	199,096	224,942	13.0%
営 業 利 益	32,479	38,691	19.1%
当 期 利 益	21,724	35,261	62.3%
親会社の所有者に帰属する 当 期 利 益	21,731	35,247	62.2%

〔売上収益〕

コアベースからの調整はありません。

〔営業利益〕

売上総利益、販売費及び一般管理費、研究開発費について、コアベースからの調整はありません。

製品に係る無形資産償却費は、前期と比べ5.1%増加し、67億円となりました。これは主に、米メルク社から2014年に譲受けた眼科製品に関する無形資産、ならびに2015年より欧州で販売を開始した「アイケルビス」に関する無形資産の償却によるものです。

その他の収益は、前期と比べ10.9%減少し、4億円となりました。その他の費用は、前期と比べ50.0%減少し、4億円となりました。

これらにより、IFRS (フル) ベースの営業利益は、前期と比べ19.1%増加し、387億円となりました。

〔親会社の所有者に帰属する当期利益〕

親会社の所有者に帰属する当期利益は、米国における連邦法人税率引下げに伴う法人所得税費用の減少などもあり、前期と比べ62.2%増加し、352億円となりました。売上収益に対するその比率は、15.7%となりました。

②その他の活動状況

〔研究開発活動〕

<緑内障・高眼圧症領域>

EP2受容体作動薬DE-117（一般名：オミデネパグ イソプロピル）は、米国で後期第Ⅱ相試験を終了し、日本では2017年11月に製造販売承認を申請しました。アジアでは2016年12月に第Ⅲ相試験を開始しました。

FP/EP3受容体デュアル作動薬DE-126（一般名：sepetaprost）は、2017年7月に米国、日本にて後期第Ⅱ相試験を開始しました。

2016年8月に買収したInnFocus社の緑内障用デバイスInnFocus MicroShunt（DE-128）は、FDA承認取得に向け米国および欧州にて第Ⅱ/Ⅲ相試験を実施しています（CEマーク承認取得済み）。

<角結膜疾患（ドライアイを含む）領域>

DE-089（一般名：ジクアホソルナトリウム）は、2017年10月に中国で輸入医薬品承認を取得しました。

DE-076B（開発品名：シクロカット、一般名：シクロスポリン）は、アジアで順次販売承認を申請しており、2017年12月にタイで発売しました。

DE-076C（開発品名：ベカシア、一般名：シクロスポリン）は、2016年12月に欧州で販売承認を申請し、2017年7月に欧州医薬品庁の医薬品評価委員会より承認勧告を取得しました。

<網膜・ぶどう膜疾患領域>

ぶどう膜炎を適応症とするDE-109（一般名：シロリムス）は、米国で追加の臨床試験を計画中です。

DE-122（一般名：carotuximab）は、米国での開発を目指し、2017年7月に滲出型加齢黄斑変性を対象とした前期第Ⅱ相試験を開始しました。

<その他疾患領域>

近視を適応症とするDE-127（一般名：アトロピン硫酸塩）は、2017年11月にアジアで第Ⅱ相試験を開始しました。

ご参考 | 開発パイプライン

主要臨床プロジェクト状況一覧

疾患領域	プロジェクト名	化合物／作用機序	地域	開発ステージ					
				フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	申請	承認	発売
緑内障・ 高眼圧症	DE-117	オミデネパグ イソプロピル	米国						
			日本						
			アジア						
	DE-126	sepetaprost	米国		フェーズ2b				
			日本		フェーズ2b				
	DE-128	InnFocus MicroShunt	米国			フェーズ2/3			
欧州									
角結膜疾患	DE-089	ジクアホソルナトリウム	中国						
	DE-076B (Cyclokot)	シクロスポリン	米国						
			アジア						
DE-076C (Vekacia)	シクロスポリン	欧州							
網膜・ ぶどう膜 疾患	DE-109	シロリムス	米国						
			日本						
			欧州						
			アジア						
	DE-122	carotuximab	米国		フェーズ2a				
その他疾患	DE-127	アトロピン硫酸塩	アジア						

(2) 設備投資および資金調達の状況

設備投資については、製造設備および研究開発用機器の更新に加え、米メルク社より譲受けた眼科製品の生産体制・拠点再編に伴う設備投資および事業のグローバル展開を支えるためのIT基盤への投資等を行いました。

当期の設備投資額は、54億4千5百万円となりました。

これらの設備投資資金は、自己資金により充当しました。

資金調達については、機動的な事業開発活動のための効率的な調達を目的に、2018年3月に株式会社三菱東京UFJ銀行と総額300億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結しており、当期の借入実行額はありません。

なお、株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しています。

(3) 対処すべき課題

〔中期経営計画について〕

参天製薬グループは、基本理念に基づき、2020年に向けた長期的な経営ビジョン（以下、長期ビジョン）として、「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニーの実現」を目指しています。

長期ビジョンの実現に向けた2014年度から2017年度までの4カ年の中期経営計画においては、米メルク社から眼科製品の譲受け、リウマチ薬事業の譲渡およびInnFocus, Inc.の買収など、眼科領域に特化した戦略と事業展開を推進した結果、日本・アジア・EMEAでの事業成長などの成果を上げました。引き続き、2018年度から2020年度までを対象期間とする次期中期経営計画について、鋭意策定を進めております。

(4) 財産および損益の状況

企業集団の業績および財産の状況の推移

日本基準

区 分	(ご参考) 第103期 (2014.4.1～ 2015.3.31)
売 上 高 (百万円)	161,881
経 常 利 益 (百万円)	34,516
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	22,570
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	54円64銭
総 資 産 (百万円)	296,357
純 資 産 (百万円)	204,719

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。

IFRS

区 分	第103期 (2014.4.1～ 2015.3.31)	第104期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第105期 (前連結会計年度) (2016.4.1～ 2017.3.31)	第106期 (当連結会計年度) (2017.4.1～ 2018.3.31)
売 上 収 益 (百万円)	161,831	195,291	199,096	224,942
営 業 利 益 (百万円)	35,374	80,180	32,479	38,691
当 期 利 益 (百万円)	24,032	53,373	21,724	35,261
基本的 1 株 当 たり 当 期 利 益	58円18銭	128円99銭	52円96銭	86円73銭
資 産 合 計 (百万円)	304,200	355,399	358,906	388,463
親会社の所有者に帰属する持分合計 (百万円)	211,779	260,009	255,110	285,823

- (注) 1. 第103期から会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しています。また、ご参考までに第103期の日本基準に準拠した諸数値を記載しています。
2. 当社は、2015年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行いました。1株当たり当期純利益および基本的1株当たり当期利益は、第103期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。
3. 日本基準の第103期の諸数値については、会計監査人の監査を受けていません。
4. 第106期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第105期の関連する諸数値について遡及修正をしています。

当社の業績および財産の状況の推移

区 分	第103期 (2014.4.1～ 2015.3.31)	第104期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第105期 (前事業年度) (2016.4.1～ 2017.3.31)	第106期 (当事業年度) (2017.4.1～ 2018.3.31)
売上高 (百万円)	138,432	156,117	156,968	171,872
経常利益 (百万円)	33,884	30,550	30,378	31,689
当期純利益 (百万円)	22,483	51,454	24,999	25,435
1株当たり当期純利益	54円43銭	124円35銭	60円92銭	62円58銭
総資産 (百万円)	286,362	334,659	299,363	320,828
純資産 (百万円)	203,211	252,151	245,358	265,765

(注) 1. 日本基準に準拠して作成しています。

2. 当社は、2015年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行いました。1株当たり当期純利益は、第103期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

(5) 主要な事業内容

参天製薬グループは、医療用医薬品、一般用医薬品および医療機器の製造および販売を行っており、その主なものは、次のとおりです。

区 分	主要品名
医療用医薬品	アイリーア硝子体内注射液、コソプト配合点眼液、ヒアレイン点眼液、タプロス点眼液、アレジオン点眼液、クラビット点眼液、ジクアス点眼液、トルソプト点眼液、カリーユニ点眼液、タプコム配合点眼液
一般用医薬品	サンテFXネオ、サンテボーティエ、ソフトサンティア、サンテFX Vプラス、サンテメディカル12、サンテPC、サンテメディカルアクティブ、サンテボーティエ コンタクト
医療機器	眼内レンズ



(6) 主要拠点など

① 当社

本 社	大阪市北区
営業拠点	下新庄オフィス (大阪市東淀川区)、東京支店 (東京都中央区)、北海道東北エリアオフィス (仙台市青葉区)、 関東第一エリアオフィス (東京都中央区)、関東第二エリアオフィス (東京都中央区)、 中部エリアオフィス (名古屋市中区)、関西エリアオフィス (大阪市東淀川区)、 中国四国エリアオフィス (広島市中区)、九州エリアオフィス (福岡市博多区)、その他83オフィス
工 場	滋賀プロダクトサプライセンター (滋賀県犬上郡多賀町)、能登工場 (石川県羽咋郡宝達志水町)
研 究 所	奈良研究開発センター (奈良県生駒市)

② 子会社

Santen Holdings U.S. Inc. (アメリカ・カリフォルニア州・エメリービル市)

Santen Inc. (アメリカ・カリフォルニア州・エメリービル市)

Santen Holdings EU B.V. (オランダ・アムステルダム市)

Santen SA (スイス・ジュネーブ市)

参天製薬 (中国) 有限公司 (中国・蘇州市)

Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. (シンガポール)

その他24社

ご参考 子会社

国内

株式会社クレール (滋賀県)
参天ビジネスサービス株式会社 (大阪府)
参天アイケア株式会社 (大阪府)

【欧州】

Santen Holdings EU B.V. (オランダ)
Santen Oy (フィンランド)
Santen S.A.S. (フランス)
Santen GmbH (ドイツ)
SantenPharma AB (スウェーデン)
Santen SA (スイス)
Santen Italy S.r.l. (イタリア)
Santen UK Limited (イギリス)
Santen Pharmaceutical Spain, S.L. (スペイン)
SANTEN LIMITED LIABILITY COMPANY (ロシア)

海外

【北米】

Santen Holdings U.S. Inc. (アメリカ)
Santen Inc. (アメリカ)
Advanced Vision Science, Inc. (アメリカ)
InnFocus, Inc. (アメリカ)
Santen Ventures, Inc. (アメリカ)

【アジア】

参天製薬 (中国) 有限公司 (中国)
参天医薬販売 (蘇州) 有限公司 (中国)
重慶参天科瑞製薬有限公司 (中国)
韓国参天製薬株式会社 (韓国)
台湾参天製薬股份有限公司 (台湾)
Santen India Private Limited (インド)
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. (シンガポール)
SANTEN (THAILAND) CO., LTD. (タイ)
SANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD. (マレーシア)
SANTEN PHILIPPINES INC. (フィリピン)
参天製薬 (香港) 有限公司 (香港)

(7) 従業員の状況

① 参天製薬グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,805名	138名

(注) 従業員数は就業人員数で、パートタイマーおよび派遣社員を除いています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	1,859名
前期末比増減	15名
平均年齢	42歳5ヶ月
平均勤続年数	15年8ヶ月

(注) 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。

(8) 重要な子会社の状況

会社名 () は所在国を示す	資本金	当社の出資比率 () は間接所有を示す	主要な事業内容
Santen Holdings U.S. Inc. (アメリカ)	24,784千アメリカドル	100.0%	北米子会社統括・管理
Santen Inc. (アメリカ)	8,765千アメリカドル	(100.0%)	医薬品臨床開発・事業開発
Santen Holdings EU B.V. (オランダ)	50千ユーロ	100.0%	欧州事業金融統括
Santen SA (スイス)	12,065千スイスフラン	(100.0%)	欧州地域統括・管理・医薬品製造・販売・臨床開発
参天製薬(中国)有限公司 (中国)	3,800百万円	100.0%	医薬品製造・販売・臨床開発
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. (シンガポール)	20,500千シンガポールドル	100.0%	アセアン地域子会社統括・管理・医薬品製造・販売

(9) 主要な借入先

借入会社	借入先	借入金残高(百万円)
参天製薬株式会社	シンジケート・ローン	6,688
参天製薬株式会社	株式会社日本政策投資銀行	911

(注) シンジケート・ローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とする2社によるものです。
なお、株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しています。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

主要な提携の状況

・技術提携（導入）

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	第一三共株式会社（日本）	オフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
	第一三共株式会社（日本）	レボフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
	エーザイ株式会社（日本）	ブナゾシン塩酸塩を含有する眼科薬の製造販売
	旭硝子株式会社（日本）	タフルプロストを含有する眼科薬の製造販売
	メルク社（アメリカ）	ジクアホソルナトリウムを含有する眼科薬の製造販売
	日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社（日本）	エピナスチン塩酸塩を含有する眼科薬の製造販売

・技術提携（導出）

契約会社名	提携先	内容
Advanced Vision Science, Inc. (連結子会社)	ボシュロム社（アメリカ）	眼内レンズ「エタニティー」の日本以外の地域の製造販売
参天製薬株式会社	オーク社（アメリカ）	緑内障・高眼圧症治療剤タフルプロストのアメリカにおける製造販売

・販売提携（導入）

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	ヤンセンファーマ株式会社（日本）	レボカバスチン塩酸塩を含有する眼科薬の国内販売
	スキャンポファーマ合同会社（日本）	イソプロピル ウノプロストンを含有する眼科薬の国内独占販売
	バイエル薬品株式会社（日本）	アフリベルセプト硝子体内注射液の国内独占販売

・その他

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	メルク社（アメリカ）	日本・欧州・アジア太平洋地域におけるメルク社が有する眼科用医薬品（緑内障・高眼圧症治療剤）およびこれらの製品に関連した権利等一式の譲受け
参天製薬（中国）有限公司（連結子会社）	重慶科瑞製薬（集団）有限公司（中国）	中国の患者さんに適切な価格で高品質の医療用眼科薬を提供することを目的に2016年8月に合併会社（重慶参天科瑞製薬有限公司）を設立

2 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 406,847,515株（自己株式7,411株を含む。）

(注) 当社取締役が付与した会社法第361条および第238条等による新株予約権の行使により471,500株および当社執行役員に付与した会社法第238条等による新株予約権の行使により190,000株、当社取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションによる新株予約権の行使により13,000株、合わせて674,500株増加しました。

(3) 株主数 19,885名（前期末比3,765名減）

(4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	33,702	8.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	31,688	7.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	22,288	5.5
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	11,280	2.8
日本生命保険相互会社	10,662	2.6
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,605	2.6
小野薬品工業株式会社	9,307	2.3
株式会社日本政策投資銀行	8,275	2.0
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	7,534	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	7,232	1.8

(注) 1. 持株比率は、自己株式（7,411株）を控除して計算しています。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 31,688千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 22,288千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） 7,232千株

3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しています。

4. ブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者5名から2015年5月11日付の大量保有報告書の写しの送付があり、2015年4月30日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができません。

なお、以下の持株比率は、自己株式（7,411株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	保有株数（千株）	持株比率（%）
ブラックロック・ジャパン株式会社	5,361	1.3
ブラックロック・ライフ・リミテッド	1,104	0.3
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	2,021	0.5
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	5,320	1.3
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ	5,955	1.5
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッド	949	0.2

5. 2016年2月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者3名が、2016年2月8日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社および三菱UFJ国際投信株式会社については、2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、三菱UFJ信託銀行株式会社は上記の大株主には含まれていません。

なお、以下の持株比率は、自己株式（7,411株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	保有株数（千株）	持株比率（%）
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,605	2.6
三菱UFJ信託銀行株式会社	15,871	3.9
三菱UFJ国際投信株式会社	1,048	0.3

(注) 1 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日に株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しています。

- 2 上記、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者3名から2018年4月16日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、2018年4月9日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けています。

氏名又は名称	保有株数（千株）	持株比率（%）
株式会社三菱UFJ銀行	10,605	2.6
三菱UFJ信託銀行株式会社	16,915	4.2
三菱UFJ国際投信株式会社	1,540	0.4

6. 2017年7月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、MFSインベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーが、2017年7月7日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーは上記の大株主には含まれていません。

なお、以下の持株比率は、自己株式（7,411株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	保有株数（千株）	持株比率（%）
MFSインベストメント・マネジメント株式会社	2,690	0.7
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	42,306	10.4

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

区分	第10回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議の日	2011年6月22日	2012年6月20日
発行日	2011年7月5日	2012年7月4日
新株予約権の数	356個	448個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、178,000株 (新株予約権1個につき500株) (注) 1	当社普通株式、224,000株 (新株予約権1個につき500株) (注) 1
新株予約権の払込金額	無償とする	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	323,000円 (新株予約権1個当たり) (注) 1	331,500円 (新株予約権1個当たり) (注) 1
新株予約権の行使期間	2013年6月24日から2021年6月22日まで	2014年6月23日から2022年6月20日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	279個 (2名)	333個 (2名)
取締役 (社外取締役を除く)	279個 (2名)	333個 (2名)

区分	第1回株式報酬型新株予約権	第2回株式報酬型新株予約権
発行決議の日	2013年8月6日	2014年8月5日
発行日	2013年8月31日	2014年8月31日
新株予約権の数	128個	117個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、64,000株 (新株予約権1個につき500株) (注) 1	当社普通株式、58,500株 (新株予約権1個につき500株) (注) 1
新株予約権の払込金額	1株当たり1円とする	1株当たり1円とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	384,620円 (新株予約権1個当たり) (注) 1	538,300円 (新株予約権1個当たり) (注) 1
新株予約権の行使期間	2016年9月1日から2023年9月1日まで	2017年9月1日から2024年9月1日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	124個 (3名)	117個 (3名)
取締役 (社外取締役を除く)	124個 (3名)	117個 (3名)

(注) 1. 2015年2月24日開催の取締役会決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、新株予約権の目的となる株式の種類および数ならびに新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が調整されています。

事業報告

区分	第3回株式報酬型新株予約権	第4回株式報酬型新株予約権
発行決議の日	2015年8月4日	2016年8月2日
発行日	2015年8月31日	2016年8月31日
新株予約権の数	367個	427個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、36,700株 (新株予約権1個につき100株)	当社普通株式、42,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1株当たり1円とする	1株当たり1円とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	175,627円 (新株予約権1個当たり)	114,821円 (新株予約権1個当たり)
新株予約権の行使期間	2018年9月1日から2025年9月1日まで	2019年9月1日から2026年9月1日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	367個 (3名)	427個 (3名)
取締役 (社外取締役を除く)	367個 (3名)	427個 (3名)

区分	第5回株式報酬型新株予約権
発行決議の日	2017年8月1日
発行日	2017年8月31日
新株予約権の数	714個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、71,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1株当たり1円とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	154,409円 (新株予約権1個当たり)
新株予約権の行使期間	2020年9月1日から2027年9月1日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	714個 (4名)
取締役 (社外取締役を除く)	714個 (4名)

(2) 当事業年度中に使用人に対して交付した新株予約権等の状況

ストック・オプションとして発行した新株予約権

第5回株式報酬型新株予約権

発行決議の日	2017年8月1日
発行日	2017年8月31日
新株予約権の数	697個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、69,700株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	1株当たり1円とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	154,409円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2020年9月1日から2027年9月1日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退職後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
交付された者の人数	当社の従業員 8名

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	黒川 明	—
取締役 専務執行役員	伊藤 毅	担当 日本事業担当 兼 医薬事業部長
取締役 専務執行役員	辻村明広	担当 アジア事業・北米事業担当 兼 アジア事業部長 兼 Santen Inc.社長兼CEO
取締役 常務執行役員	谷内樹生	担当 EMEA事業統括 兼 Santen Holdings EU B.V.社長
取締役	片山隆之	重要な兼職の状況 帝人株式会社顧問役 オリンパス株式会社社外取締役
取締役	大石佳能子	重要な兼職の状況 株式会社メディヴァ代表取締役 株式会社シーズ・ワン代表取締役 江崎グリコ株式会社社外取締役 スルガ銀行株式会社社外取締役 株式会社資生堂社外取締役
取締役	新宅祐太郎	重要な兼職の状況 株式会社J-オイルミルズ社外取締役 株式会社クボタ社外取締役
常勤監査役	村田雅詩	—
監査役	水野 裕	—
監査役	松沢幸一	重要な兼職の状況 株式会社明治屋代表取締役
監査役	足立誠一郎	重要な兼職の状況 横浜商科大学特任教授

- (注) 1. 古門貞利氏および奥村昭博氏は、2017年6月23日付をもって、取締役を退任しました。
 2. 伊藤毅氏、辻村明広氏、谷内樹生氏および新宅祐太郎氏は、2017年6月23日付をもって、取締役に就任しました。
 3. 常勤監査役村田雅詩氏は、経営企画、国内・海外事業、監査などの経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 4. 監査役水野裕氏は、国内外における会社経営の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 監査役松沢幸一氏は、国内外における会社経営の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 監査役足立誠一郎氏は、国内外における会社経営の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 7. 取締役のうち、片山隆之、大石佳能子および新宅祐太郎の各氏は、社外取締役です。
 8. 監査役のうち、水野裕、松沢幸一および足立誠一郎の各氏は、社外監査役です。
 9. 取締役片山隆之、大石佳能子および新宅祐太郎の各氏ならびに監査役水野裕、松沢幸一および足立誠一郎の各氏につきましては、東京証券取引所に対して、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として届け出ています。

10. 2018年4月1日付で、次のとおり会社における地位、担当および重要な兼職の状況に変更がありました。

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	黒川 明	—
代表取締役社長兼COO	谷内樹生	—
取締役	新宅祐太郎	一橋大学大学院経営管理研究科客員教授

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	支給額	
取締役	報酬（年額）	9名	2010年6月23日 定時株主総会による限度額 年額 430百万円
	株式報酬型ストック・ オプション報酬	4名	2013年6月25日 定時株主総会による限度額 年額 160百万円
	計		266百万円
監査役	報酬（年額）	4名	2006年6月27日 定時株主総会による限度額 年額 80百万円
合計			319百万円

- (注) 1. 支給人数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、2017年6月23日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいます。
 2. 取締役の「報酬（年額）」の支給人数および支給額には、社外取締役を含みます。
 3. 監査役の「報酬（年額）」の支給人数および支給額には、社外監査役を含みます。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項

① 取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針

当社は、指名委員会等設置会社ではありませんが、任意の委員会として、社外取締役も参加する幹部報酬委員会を設置し、取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のよう
に定めています。

- イ. 優秀な人材を確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供する。
 - ロ. 株主および従業員に対し、説明責任を果たし得る報酬制度を目指す。
 - ハ. 取締役および執行役員が職務遂行にあたり、意欲や士気を高めることができるよう、会社・個人業績について明確な目標設定とそれに基づく報酬とする。
- 二. 取締役・執行役員、社外取締役、常勤監査役および社外監査役の4つの体系に区分する。

②取締役が受ける報酬等の内容および決定方法

- イ. 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬、年次賞与およびストック・オプションで構成する。
- ロ. 基本報酬は、職務評価に基づく等級によって決定する。
- ハ. 年次賞与は、会社業績と個人業績によって決定する。
- ニ. スtock・オプションは、取締役（社外取締役を除く）を支給対象とし、等級別の報酬額に基づき決定する。
- ホ. 社外取締役の報酬は、市場価値を参考にして決定する。

③監査役が受ける報酬等の内容および決定方法

- イ. 監査役（社外監査役を除く）の報酬については、幹部報酬委員会からの助言に基づき市場価値を参考にして、監査役の協議により決定する。なお、報酬の個人別設定あるいは業績評価による報酬変動は、監査役制度の理念を踏まえ、行わない。
- ロ. 社外監査役の報酬は、幹部報酬委員会からの助言に基づき市場価値を参考にして、監査役の協議により決定する。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職している法人等の名称	兼職している法人等での地位	兼職している法人等と当社の関係
社外取締役	片山隆之	帝人株式会社	顧問役	—
		オリンパス株式会社	社外取締役	—
	大石佳能子	株式会社メディヴァ	代表取締役	—
		株式会社シーズ・ワン	代表取締役	—
		江崎グリコ株式会社	社外取締役	—
		スルガ銀行株式会社	社外取締役	—
新宅祐太郎	株式会社資生堂	社外取締役	—	
	株式会社J-オイルミルズ	社外取締役	—	
	株式会社クボタ	社外取締役	—	
社外監査役	松沢幸一	株式会社明治屋	代表取締役	—
	足立誠一郎	横浜商科大学	特任教授	—

(注) 2018年4月1日付で、次のとおり兼職している法人等の名称に変更がありました。

区分	氏名	兼職している法人等の名称	兼職している法人等での地位	兼職している法人等と当社の関係
社外取締役	新宅祐太郎	一橋大学大学院経営管理研究科	客員教授	—

②主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	片山隆之	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識や経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	大石佳能子	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識や経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	新宅祐太郎	2017年6月23日の取締役就任以降に開催の取締役会9回全てに出席し、大手医療機器・医薬品製造販売会社の経営者を務めるなど、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
社外監査役	水野 裕	当事業年度開催の取締役会11回全て、および当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、長年に渡り国内外で経営に携わった経験に基づく見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、執行役員等との意見交換、海外子会社での実地確認などを行いました。
	松沢幸一	当事業年度開催の取締役会11回全て、および当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、長年に渡り国内外で経営に携わった経験に基づく見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、執行役員等との意見交換などを行いました。
	足立誠一郎	当事業年度開催の取締役会11回全て、および当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識や経験、かつ東京証券取引所市場第一部に上場する企業において常勤監査役として監査業務に携わった経験に基づく見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、執行役員等との意見交換、海外子会社での実地確認などを行いました。

③責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役として、有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性の確保、ならびに監査体制の一層の強化を図るため、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより、社外取締役および社外監査役の各氏と当社の間で、当該責任限定契約を締結しています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

④報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
社外取締役	4名	40百万円
社外監査役	3名	29百万円
合計	7名	69百万円

(注) 人数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、2017年6月23日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した社外取締役1名を含んでいます。

(5) 執行役員の状況（取締役による兼務を除く）

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	佐藤正道	チーフ・コンプライアンス・オフィサー (CCO) 兼 CSR・内部統制本部長 兼 参天ビジネスサービス株式会社社長
常務執行役員	ナヴィード・シャムズ	チーフ・サイエンティフィック・オフィサー (CSO) 兼 研究開発本部長
常務執行役員	太田淳稔	人材組織開発本部長
常務執行役員	越路和朗	チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO) 兼 財務・管理本部長
常務執行役員	木村章男	グローバルプロダクトサプライ担当 兼 生産本部長
常務執行役員	鈴木 聡	企画本部長
執行役員	森島健司	研究開発本部 製剤技術統括部長
執行役員	山本範明	チーフ・インフォメーション・オフィサー (CIO) 兼 情報システム本部長
執行役員	イエ・リュウ	参天製薬 (中国) 有限公司 総経理
執行役員	森田貴宏	医薬事業部 医薬営業統括部長

(注) 1. マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。
2. 2018年4月1日付で、次のとおり会社における地位、担当の変更および異動がありました。

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	越路和朗	経営管理担当 兼 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO) 兼 財務・管理本部長
執行役員 (新任)	フランク・ビンダー	サプライチェーン本部長

5 会計監査人に関する状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	79百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	77百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	77百万円

- (注) 1. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人が適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準と認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンサルティング業務についても対価を支払っています。

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する、適正な監査の遂行が困難であると認める場合には、監査役全員の同意に基づき当該会計監査人を解任するものとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、当該会計監査人を解任した旨と解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

また、当社の監査役会は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、監査姿勢、監査品質、監査業務の有効性及び効率性等を毎期評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、当該会計監査人の解任もしくは不再任に関する議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

参天製薬株式会社（以下、参天製薬）は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、参天製薬およびその子会社から成る企業集団（以下、参天製薬グループ）の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を整備する旨の決議を行い、本内容に沿った整備を進めています。

(1) 参天製薬グループの基本理念

- ① 参天製薬グループの基本理念を以下のとおり定める。
「天機に参与する」
 - ・ 肝心なことは何かを深く考え、どうするかを明確に決め、迅速に実行する。
 - ・ 「目」をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、これによって参天ならではの知恵と組織的能力を培い、患者さんと患者さんを愛する人々たちを中心として、社会への寄与を行う。
- ② 参天製薬グループは、基本理念のもと、医療の一端を担う企業として、患者さんと患者さんを愛する人々たちを中心として社会へ寄与するとともに、自らの存在意義を高め、持続的に成長することを目指す。

【当該体制の運用状況】

- ・ 当社は、役員からのメッセージにおいて、常に基本理念に触れるなど、基本理念の浸透を図るとともに、社内における重要会議時に基本理念を確認するなど、すべての行動は基本理念に沿っていることを確認する旨努めています。

(2) 参天製薬グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 参天製薬グループの取締役および従業員は、基本理念および全ての構成員の全ての企業活動における行動指針を定めた「参天企業倫理綱領

を規範とする。

- ② 参天製薬は、基本理念および「参天企業倫理綱領」を参天製薬グループ全体で推進するための担当執行役員および担当部署を設置し、周知徹底に努める。
- ③ 参天製薬グループは、反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを「参天企業倫理綱領」に定めるとともに、必要に応じて関係当局と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
- ④ 参天製薬グループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保することに努めるとともに、相談・通報に対しては、参天製薬グループ各社が関係部門または参天製薬と連携して解決にあたる。
- ⑤ 参天製薬は、経営監視機能の強化・充実のため、独立性の高い社外取締役を複数選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実にも努める。

【当該体制の運用状況】

- ・ 当社は、「天機に参与する」という基本理念のもと、共通の視点で企業活動を行うための規範として定めた「参天企業倫理綱領」について、情報発信や研修等により、海外子会社も含めて周知活動を実施し、徹底を図っています。
- ・ 当社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を設置し、グループのコンプライアンスの体制整備および活動を推進しています。
- ・ 当社は、平素より反社会的勢力の動向を把握し、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、関係当局と連携をとり、一切の関係を遮断しています。
- ・ 社内外の窓口を通じた相談・通報については、国内・国外とも社外専門家と連携の上、ヒアリ

ング等必要な調査を実施し、適切に対応しています。

- ・当社は、独立性の高い社外取締役を3名選任するとともに、独立性の高い社外監査役3名と常勤監査役を含めた4名体制で監査を実施し、経営監視機能の強化を図っています。また、社長直轄の内部監査室を設置し、メンバーは専門性の向上に努めています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 参天製薬の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

【当該体制の運用状況】

- ・当社は、取締役の職務の執行に係る記録・文書等の情報については、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等に基づき、適切に保存および管理を行っています。

(4) 参天製薬グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 参天製薬グループは、危機管理に係る規程に基づいて、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に適確に対処する。
- ② 参天製薬グループは、平時から自らの業務に係る損失の危険の管理に関する方針・対応策の策定、情報収集を行う体制を構築し、損失の危険の回避・最小化に努める。
- ③ 参天製薬グループにおける危機発生の未然防止および危機発生時の影響の最小化を図るため、平時の危機管理体制として参天製薬に「リスクマネジメント委員会」を設置する。重大な危機に発展する可能性のある事象が発生または報告された場合に「危機評価委員会」において事実を把握するとともに影響を評価し、対処すべき

重大な危機が発生したと判断した場合は、参天製薬の代表取締役を責任者とする「危機対策委員会」を参天製薬に設置し、危機管理に係る規程に基づいて損失の最小化を図るとともに再発防止策を実施する。

- ④ 参天製薬の内部監査室はその独立した立場から、参天製薬グループにおける損失の危険の管理状況を内部監査する。

【当該体制の運用状況】

- ・当社は、平時のリスクマネジメントとして事業継続に重大な影響を及ぼすリスクを明確にし、対策優先リスクと対策主管部署を決定するとともに、対策主管部署による事業継続計画の策定と維持管理を推進するために、「リスクマネジメント委員会」を設置しています。
- ・当社は、リスクマネジメントを推進する責任者を明確化し、グループのリスクマネジメントの体制整備および活動を推進しています。
- ・当社は、重大な危機に発展する可能性のある事象が発生または報告された場合に、「危機評価委員会」においてリスクの影響の評価を行い、その内容については、当社の取締役会等で報告を行っています。
- ・当社の内部監査室は、その独立した立場において、業務監査を通じリスク管理状況を検証実施しています。

(5) 参天製薬グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 参天製薬の取締役会で選任された執行役員に子会社経営を含めて業務の執行を委任し、経営に係る意思決定とマネジメントの質・スピードの向上を図る。
- ② 参天製薬は、取締役会を原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ③ 参天製薬において、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指

名委員会]、「幹部報酬委員会」を設置して、所定の事項を審議し、参天製薬の取締役会に助言させる。

- ④参天製薬において、参天製薬グループの経営方針および業務執行に関する重要な事項について迅速かつ効率的に決議するために、各種会議体を設置する。
- ⑤参天製薬は、取締役会規則、執行役員規程を定め、役割と権限を明確化する。また、決裁に関する規程・基準を整備し、意思決定の手順を明確にする。
- ⑥参天製薬グループ各社の業務が効率的に執行できるように人事・組織体制を整備する。また、組織に係る規程・基準を設け、それぞれの組織・子会社における権限と責任を明確にする。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、会社経営に係る意思決定とマネジメントの質・スピードの向上を目的として執行役員制度を採用し、効率的な意思決定を図っています。
- ・当社の取締役会は、定時の取締役会10回、臨時の取締役会1回を開催しました。また、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」を7回、「指名委員会」および「幹部報酬委員会」を各8回開催・審議しました。
- ・当社は、取締役会規則、執行役員規程を制定して役割と権限を明確化し、適切な運用を行っています。
- ・当社は、業務が有効かつ効率的に遂行できるように人事・組織体制を見直し、グローバル機能・地域事業機能をマトリクス組織とするなど、必要に応じ適時変更しています。

(6) 参天製薬グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①参天製薬グループにおける企業活動の適正性向上のための体制整備については、参天製薬が助

言・指導を行う管理体制を構築する。

- ②参天製薬は、子会社管理規程を整備して、子会社の業務の適正を確保するために必要な事項を明確にし、これを参天製薬グループの全ての会社に適用するとともに、主要な子会社の監査機能を強化する。
- ③財務報告の信頼性の確保に関しては、関係する参天製薬の各部門・子会社がその業務の適正性に関して自己点検を行い、参天製薬の内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、子会社管理規程を運用しており、主要子会社の役員に財務・管理本部長をはじめ財務・経理部門の経営基幹職が就任し、子会社監査機能の強化を図るとともに、当該子会社役員は、監査役会の監査計画に基づき、グループ会社監査役連絡会に出席し、課題共有を図っています。
- ・グループにおける企業活動の適正性向上のため、当社の関連部署が中心となり、助言・指導を行う管理体制を構築・運用しています。
- ・財務報告の信頼性の確保に関し、関係する当社各部門・子会社において、整備・運用状況の自己点検を実施し、内部監査を行っています。

(7) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①参天製薬の監査役は職務補助ならびに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
- ②監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、参天製薬の代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、監査役の職務補助ならびに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない監査役室を置き、室長を含め、専任の監査役スタッフ3名を置いています。
- ・監査役スタッフに関する人事異動や人事評価については、社内の規定に基づき、監査役の評価が尊重されています。

(8) 参天製薬グループの取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①参天製薬グループの取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無く参天製薬の監査役および監査役会に報告する。
- ②①以外についても、参天製薬の監査役は、必要に応じ随時に参天製薬グループの取締役および従業員に対し報告を求めることができる。
- ③参天製薬の内部監査室と主要な子会社における監査部門は、その監査方針・計画、ならびに監査結果を定期的に参天製薬の監査役会に報告し、情報交換を行う。
- ④参天製薬グループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて行われたか否かにかかわらず、参天製薬グループの使用人が監査役に報告したことを理由とした不利な取扱いは、一切行わない。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、重要な事項について、監査役および監査役会への報告体制が整備され運用されています。
- ・当社の監査役は、当社各部門および主要子会社

より、月次業務報告や必要に応じて会議議事録や各種資料を入手しています。

- ・当社の内部監査室は、月次で常勤監査役との定例会議を開催し、監査結果を報告しています。
- ・当社は、社内でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内規程によって通報者の保護について定めており、不利益な取扱いは生じないようにしています。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

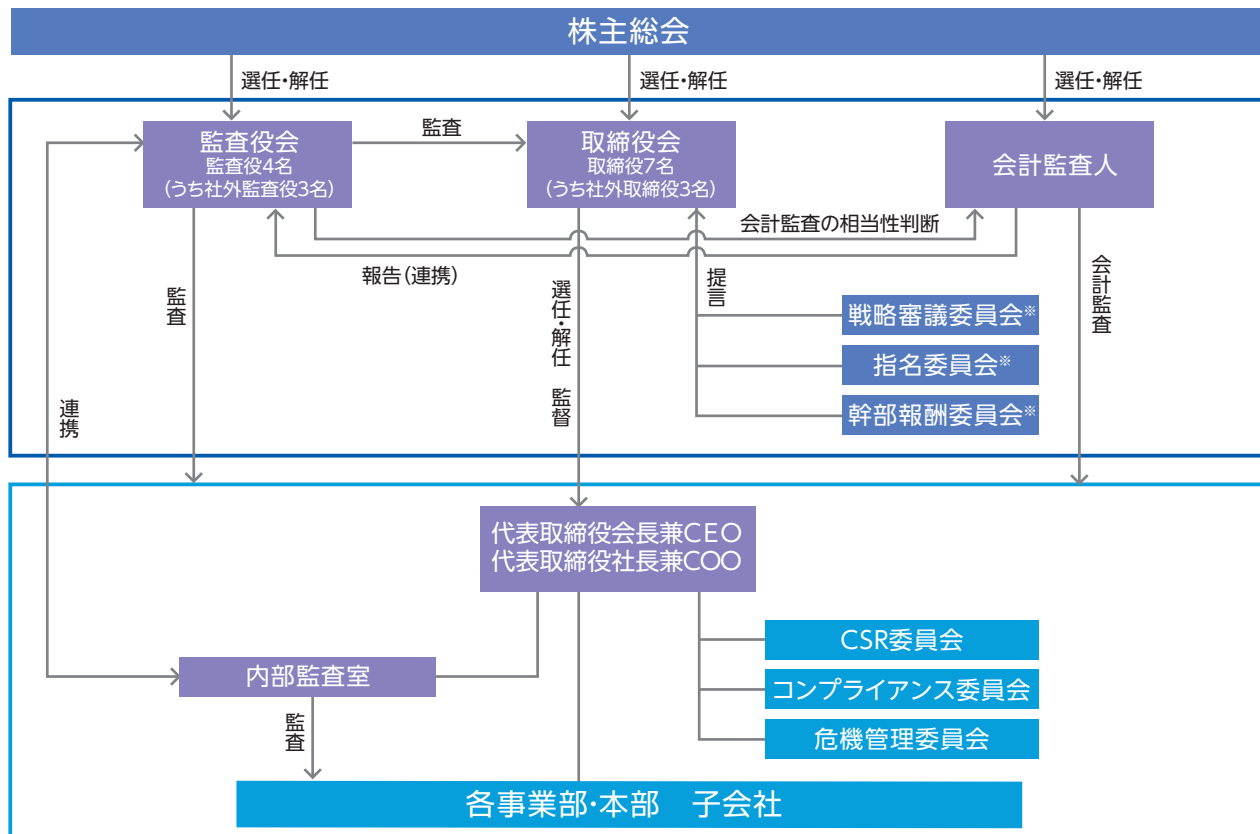
- ①参天製薬の監査役および監査役会は、参天製薬の代表取締役をはじめとして、必要と考える参天製薬グループの取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。
- ②参天製薬の監査役は、参天製薬の代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を述べるができる。
- ③参天製薬の監査役がその職務を遂行するために必要な費用は、会社が負担する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社の監査役および監査役会は、取締役や執行役員等と定期、随時に会合を開催し、重要課題などについて意見交換を行っています。
- ・当社の監査役は、必要に応じて社内の重要会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を述べています。
- ・当社は、監査役がその職務を遂行するために必要な費用を負担しています。

ご参考 | コーポレート・ガバナンス

企業統治体制 (2018年4月1日現在)



※ 指名委員会等設置会社における委員会とは異なります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結純損益計算書 2017年4月1日から2018年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	第106期	(ご参考) 第105期
売上収益	224,942	199,096
売上原価	△86,378	△74,966
売上総利益	138,564	124,130
販売費及び一般管理費	△68,788	△62,193
研究開発費	△24,398	△22,786
製品に係る無形資産償却費	△6,740	△6,412
その他の収益	417	468
その他の費用	△364	△728
営業利益	38,691	32,479
金融収益	1,004	1,105
金融費用	△434	△3,529
税引前当期利益	39,261	30,055
法人所得税費用	△4,000	△8,331
当期利益	35,261	21,724
当期利益の帰属		
親会社の所有者持分	35,247	21,731
非支配持分	14	△7
当期利益	35,261	21,724

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結財政状態計算書 2018年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	第106期	(ご参考) 第105期
資産		
非流動資産		
有形固定資産	29,706	28,550
無形資産	134,495	138,935
金融資産	35,775	29,889
繰延税金資産	2,264	2,396
その他の非流動資産	2,855	2,124
非流動資産合計	205,095	201,894
流動資産		
棚卸資産	30,636	28,502
営業債権及びその他の債権	78,654	70,970
その他の金融資産	472	333
その他の流動資産	4,322	3,909
現金及び現金同等物	69,283	53,297
流動資産合計	183,367	157,011
資産合計	388,463	358,906

科目	第106期	(ご参考) 第105期
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	8,032	7,792
資本剰余金	8,657	8,417
自己株式	△11	△10
利益剰余金	249,225	223,283
その他の資本の構成要素	19,921	15,628
親会社の所有者に帰属する持分合計	285,823	255,110
非支配持分	1,734	819
資本合計	287,557	255,929
負債		
非流動負債		
金融負債	21,244	26,288
退職給付に係る負債	1,804	1,900
引当金	1,367	1,426
繰延税金負債	12,909	17,963
その他の非流動負債	1,380	1,919
非流動負債合計	38,704	49,496
流動負債		
営業債務及びその他の債務	29,743	23,937
その他の金融負債	14,404	17,649
未払法人所得税等	7,656	3,279
引当金	1,508	1,372
その他の流動負債	8,890	7,244
流動負債合計	62,201	53,481
負債合計	100,905	102,977
資本及び負債合計	388,463	358,906

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結持分変動計算書

2017年4月1日から2018年3月31日まで

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
2017年4月1日残高	7,792	8,417	△10	223,283	—	9,470
当期包括利益						
当期利益				35,247		
その他の包括利益					284	5,867
当期包括利益合計	—	—	—	35,247	284	5,867
所有者との取引額						
新株の発行	240	240				
自己株式の取得			△1			
配当金				△10,563		
非支配持分を伴う子会社の資本変動						
株式報酬取引						
その他				1,257	△284	△973
所有者との取引額合計	240	240	△1	△9,306	△284	△973
2018年3月31日残高	8,032	8,657	△11	249,225	—	14,364

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分合計		
	在外営業活動体の換算差額	新株予約権	その他の資本の構成要素合計			
2017年4月1日残高	5,332	825	15,628	255,110	819	255,929
当期包括利益						
当期利益			—	35,247	14	35,261
その他の包括利益	△749		5,401	5,401	63	5,464
当期包括利益合計	△749	—	5,401	40,648	77	40,725
所有者との取引額						
新株の発行		△68	△68	412		412
自己株式の取得			—	△1		△1
配当金			—	△10,563		△10,563
非支配持分を伴う子会社の資本変動			—	—	838	838
株式報酬取引		218	218	218		218
その他			△1,257	—		—
所有者との取引額合計	—	150	△1,107	△9,934	838	△9,096
2018年3月31日残高	4,583	975	19,921	285,823	1,734	287,557

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

計算書類

貸借対照表 2018年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	第106期	(ご参考) 第105期
資産の部		
流動資産	139,590	123,990
現金及び預金	39,579	32,772
受取手形	252	461
売掛金	68,317	61,117
商品及び製品	19,038	17,368
仕掛品	37	76
原材料及び貯蔵品	3,678	4,127
繰延税金資産	2,318	1,994
その他	6,376	6,075
貸倒引当金	△5	-
固定資産	181,238	175,373
有形固定資産	23,135	23,088
建物	9,749	9,409
構築物	104	120
機械及び装置	3,725	2,051
車両運搬具	29	1
工具、器具及び備品	1,401	1,386
土地	6,880	6,880
リース資産	12	15
建設仮勘定	1,235	3,226
無形固定資産	50,006	52,809
製造販売承認権	47,124	50,056
ソフトウェア	2,347	2,452
その他	535	301
投資その他の資産	108,097	99,476
投資有価証券	33,823	28,074
関係会社株式及び出資金	69,575	65,124
繰延税金資産	348	1,959
その他	4,573	4,320
貸倒引当金	△221	-
資産合計	320,828	299,363

科目	第106期	(ご参考) 第105期
負債の部		
流動負債	50,190	44,887
電子記録債務	1,896	1,313
買掛金	18,454	14,973
1年以内返済予定の長期借入金	4,098	8,316
未払金	15,190	14,276
未払法人税等	6,374	2,184
未払消費税等	1,148	810
賞与引当金	2,666	2,565
その他	364	450
固定負債	4,873	9,117
長期借入金	3,500	7,598
退職給付引当金	713	716
資産除去債務	235	232
その他	425	571
負債合計	55,063	54,004
純資産の部		
株主資本	250,240	234,889
資本金	8,032	7,792
資本剰余金	8,726	8,486
資本準備金	8,726	8,486
利益剰余金	233,493	218,621
利益準備金	1,551	1,551
その他利益剰余金	231,942	217,069
退職給与積立金	372	372
別途積立金	89,109	89,109
繰越利益剰余金	142,461	127,588
自己株式	△11	△10
評価・換算差額等	14,550	9,644
その他有価証券評価差額金	14,550	9,644
新株予約権	975	825
純資産合計	265,765	245,358
負債・純資産合計	320,828	299,363

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

計算書類

損益計算書 2017年4月1日から2018年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	第106期	(ご参考) 第105期
売上高	171,872	156,968
売上原価	70,205	61,373
売上総利益	101,667	95,595
販売費及び一般管理費	70,369	64,284
営業利益	31,298	31,311
営業外収益	1,020	1,085
受取利息及び受取配当金	613	703
生命保険配当金	154	144
利用料収入	140	110
その他	113	128
営業外費用	629	2,019
支払利息	24	49
支払手数料	171	—
為替差損	107	1,714
減価償却費	91	95
貸倒引当金繰入額	221	—
その他	15	160
経常利益	31,689	30,378
特別利益	1,413	333
固定資産処分益	—	4
投資有価証券売却益	1,406	318
特別給付金戻入益	8	8
新株予約権戻入益	—	4
特別損失	104	95
固定資産処分損	26	29
減損損失	77	56
施設等入会金売却損	—	10
施設等入会金評価損	0	—
税引前当期純利益	32,999	30,616
法人税、住民税及び事業税	8,433	4,758
法人税等調整額	△869	859
当期純利益	25,435	24,999

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

株主資本等変動計算書 2017年4月1日から2018年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	7,792	8,486	8,486	1,551	372	89,109	127,588	218,621
事業年度中の変動額								
新株の発行	240	240	240					－
剰余金の配当			－				△10,563	△10,563
当期純利益			－				25,435	25,435
自己株式の取得			－					－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			－					－
事業年度中の変動額合計	240	240	240	－	－	－	14,872	14,872
当期末残高	8,032	8,726	8,726	1,551	372	89,109	142,461	233,493

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△10	234,889	9,644	9,644	825	245,358
事業年度中の変動額						
新株の発行		480		－		480
剰余金の配当		△10,563		－		△10,563
当期純利益		25,435		－		25,435
自己株式の取得	△1	△1		－		△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）		－	4,906	4,906	150	5,055
事業年度中の変動額合計	△1	15,351	4,906	4,906	150	20,406
当期末残高	△11	250,240	14,550	14,550	975	265,765

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

2018年5月2日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 毅 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻井 健太 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南原 亨成 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、参天製薬株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結純損益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、参天製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

2018年5月2日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内 毅	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻井 健太	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南原 亨成	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、参天製薬株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き実地確認を行いました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月9日

参天製薬株式会社 監査役会

監査役 (常勤)	村田 雅詩	印
監査役	水野 裕	印
監査役	松沢 幸一	印
監査役	足立 誠一郎	印

(注) 監査役 水野 裕、松沢幸一、足立誠一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

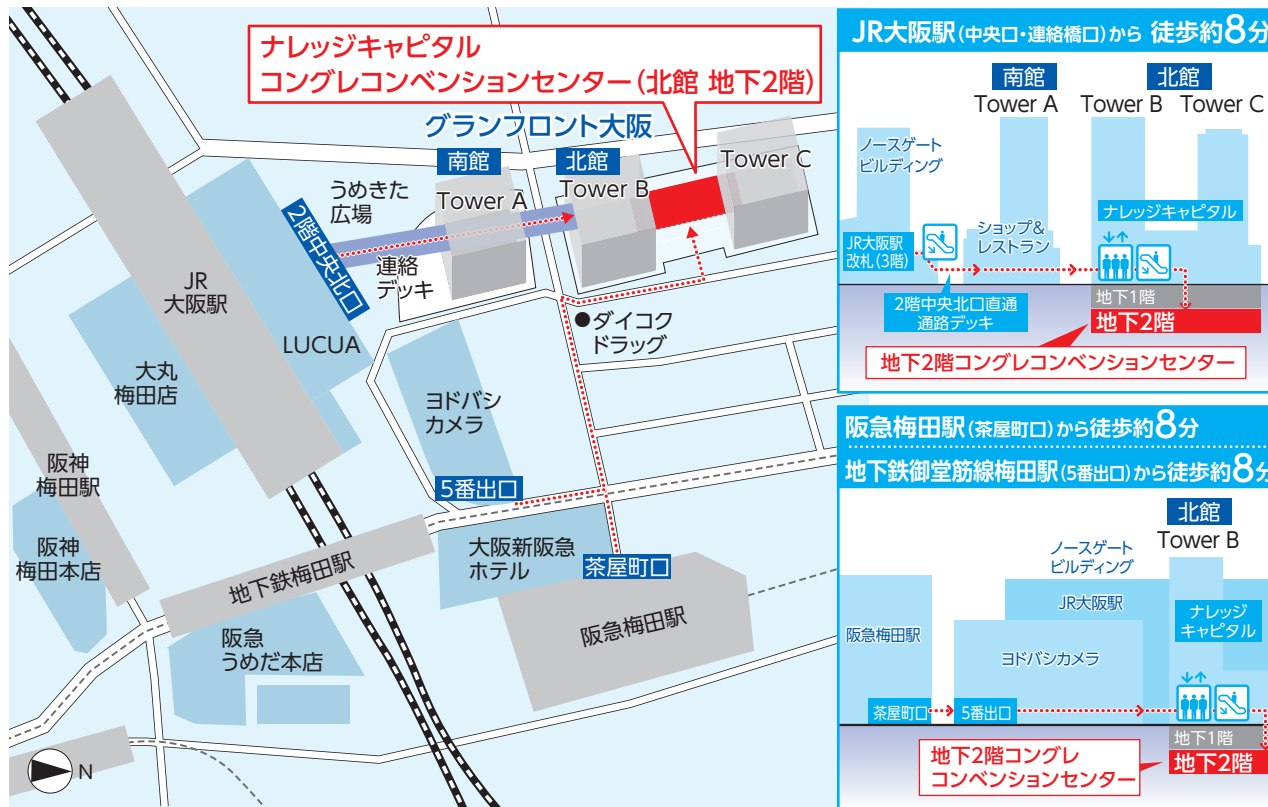
MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

参天製薬株式会社 株主総会会場 ご案内図

会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



日時 2018年6月26日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 グランフロント大阪 ナレッジキャピタル
コングレコンベンションセンター(北館 地下2階)
大阪市北区大深町3番1号
電話: (06) 6292-6911